

食安監発第0131001号

平成19年 1 月 3 1 日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長

(公 印 省 略)

輸入手続停止前の未通関の米国産牛肉等の取扱いについて

標記については、「輸入手続停止前の未通関の米国産牛肉等の取扱いについて」（平成18年12月18日付け食安監発第1218003号医薬食品局食品安全部監視安全課長通知（以下「通知」という。））により取り扱っているところです。

今般、米国農務省の調査により、**SWIFT BEEF CO.**（施設番号：628）において処理された牛肉等について、月齢要件や特定危険部位の除去といった対日輸入条件は満たしているが、施設の認定日の前日にと畜された牛由来の牛肉1箱（約13kg）以外については問題がないことが確認されたため、当該牛肉（1箱）以外の当該施設で処理された牛肉等については、通知に基づき保留としていた輸入届出済証を交付するようお願いいたします。